

南伊勢町立学校の教育職員に関する 業務管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

南伊勢町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校教育を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、学習指導要領の確実な実施など新たな対応も求められている。

一方で、文部科学省等の調査では、教員による長時間労働の実態が明らかとなっており、町立小中学校に勤務する教員についても、心身の健康への影響が懸念されている。

当計画は、町立小中学校に勤務する教員のサービスを監督する町教育委員会の実施計画であり、教員自身が安心して、誇りを持って働ける環境の整備を目指すものである。これまでの取組を延長しつつ、より明確な目標を設定し、教員が安心して働ける環境を整えることで、教育の力を最大限に引き出し、南伊勢町らしい子ども一人ひとりを大切にする教育環境を実現していく。

(2) 南伊勢町の現状

○南伊勢町では、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校経営基本方針」を定めるとともに、「南伊勢町安全衛生委員会」で協議し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 7 年度は次のとおりであった。

【令和 7 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 13.0 時間	0%	0%
中学校	月 12.8 時間	1.64%	0%

○時間外在校等時間の状況については、月の平均時間が年々減少してきているものの、令和 7 年度において、月平均 45 時間を上回る教育職員の割合が、小学校で 0%、中学校で 1.64%となっている。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月の平均時間外在校等時間を10時間以内にする。
- ・1年間における時間外在校等時間を年間100時間以内にする。

(2) ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を17日以上にする。

3. 計画の期間

この計画は、令和8年度から令和10年度までの3年間とし、年度ごとに達成状況を検証し、内容の改善を図る。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、警察が行っている見守りに委ねることとし、

学校における自主的な見守りは、原則行わないこととする。

- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案については、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○学校の広報資料・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画する。

○部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

○学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ養護教諭の他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援学級学習支援員等と教師の協働を促進する。

- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターの機能強化や校内支援センターの充実を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小学4年生以上は、年間で1086単位以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想下での校務の DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、必要に応じて産業医による面接指導を実施する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して、取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、毎月の学校からの報告によって把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。